

1 概要

一般的に地方公共団体（地方政府）とは、「国から独立した地位と権能を与えられた法人であり、住民の直接選挙に基づく地方立法機関と地方行政執行機関によって、住民の利益に資する地方行政が運営されており、財産管理権、行政執行権とともに、法律の範囲内における条例制定権を有している」と特徴づけられる。しかし、現在のところ、ラオスにはこうした地方政府は存在せず、国家公務員の身分を有する知事や郡長等によって「中央政府による地方行政」が実施されている。

現行のラオスにおける地方行政区画「州(Provinces, *khoueng*^{注1})、特別市(Municipalities, *kampheng nakhon*)、郡(Districts, *muang*)、村(Villages, *ban*)」は、1991年に制定された憲法の第62～64条に定められている。特別市とは自主管理権を付与されていることを意味するのではなく、州と同格の地位を有するという意味であり、州及び特別市は管内に存在する郡を、郡は管内に存在する全ての村を監督下に置いている。また、憲法制定以前には、郡と村の間に準郡という行政単位が存在したが、1991年憲法により廃止された。

1997年現在における地方行政単位の数は、州が16、特別市1（ビエンチャン特別市）、特別区1（サイソンブーン特別区）、郡が139、村が11,047であるが、郡及び村の新設・廃止については見直しが頻繁に行われているようであり、毎年その数値に変動が見られる。

2 地方行政の変遷

(1) 現政権成立以前（～1975年）

長年の民族解放運動にかかる戦争と内紛のために、国家経済・行政機能が最も弱体化したこの時期の地方行政は、王国政府下の1947年憲法にその根拠を有していた。行政単位としてすでに州、特別市、郡がおかれしており、王がそれぞれの長を任免する権限を有していた。最も基礎的な行政単位であった村は、住民の直接投票によって選出された村長が5年の任期でその管理を任されており、村長を補佐する機関として、やはり住民の直接投票により選出された委員で構成される村評議会があった。この村と郡の間の行政単位として準郡が置かれており、準郡評議会評議員は各村の代表で構成されていた。当時は内務省が地方行政にかかる業務を所管していたが、学校やヘルスセンターといった専門分野における地方行政業務は中央各省の管轄とされていた。

但し、これは王国政府の支配下にあった地域の地方行政であり、解放勢力（パテト・ラオ）

^{注1} このクエーンというラオス語の語源が中国語の「県」から来ているとされているために、日本語資料のなかにはこれを「県」と訳しているものも多い。しかしラオス政府の公文書ではクエーンの英訳は全てProvinceで統一されており、時にはカンペーン・ナコーン（特別市）をMunicipalityではなくPrefectureと訳している場合もあり、本レポートでは混乱を避けるためにクエーンに対する訳語に「州」を用いることとした。

の支配下にあった地域^{‡2} の地方行政は、独自の制度や手続によって運営されていた。

(2)現政権成立～新経済メカニズム（NEM）の導入（1975～1986年）

1975年に成立した現政権によって、従来の1947年憲法や法律、制度は全て廃止され、党大会の「決議」が憲法や法律の代わりとして、法制面の空白を埋めていた^{‡3}。

社会主義路線を嫌った西側諸国の援助打ち切りやタイの国境封鎖による深刻な経済危機に直面し、知識層の国外大量流出による人材不足に悩みつつも、国家は荒廃した国土の建て直しと中央計画経済制度の導入、銀行や主要産業にかかる国有企業の設立を開始した。計画経済のもと中央政府や州政府によって価格統制や賃金統制がなされ、州間における交易と人の移動は原則的に禁止され、ラオス通商公社（Lao Trade Corporation）とその州支社の管理下に置かれた。

当時の国家構造は、ラオス人民革命党と行政執行機関である政府、議事機関である最高人民評議会で構成されており、地方行政単位であった州、郡及び準郡の各レベルごとに中央と同様の組織が置かれていた。住民は、人民評議会（地方議事機関）評議員を直接投票により選出し、その評議員が各レベルの行政委員会（地方行政執行機関）委員を選出した。行政委員会には各レベルの党委員会書記長が長として就任し、この時期の地方政府が形成されていたのである。

州政府には財政面における自主管理権が与えられ、党幹部であった州知事は直接首相と交渉をもつ権限を有していた。州政府の財源は国庫からの交付金と、州政府下に配置された国有企業の利益で構成されていたが、州予算の大部分が国有企業の設立と維持にのみ費やされ^{‡4}、道路や通信といった基盤整備への支出は据え置かれていた。

(3)新経済メカニズム（NEM）の導入～新憲法成立（1986～1991年）

計画経済の導入により国民の生活水準の向上を目指した政府の努力にも関わらず、農業生産高は落ち込み、国内では経済不安が増大した。1986年3月、第4期党大会はチントナカーン・マイ（新思考）政策を唱え、「新経済メカニズム（NEM）」の導入を採択し、中央計画経済から市場原理経済への方針転換を宣言する。中央政府による価格統制が廃止され、交易が自由化されるとともにラオス通商公社も解体された。ラオス中央銀行の中央管理機能と商業機能の分離や、1988年外国投資法の制定など、市場経済への移行準備は急速に進められた。

こうした動きは地方行政制度にも影響を及ぼした。計画経済導入に際し中央による管理体制が効果的に機能しなかった反省から、市場経済導入に際しては地方の管理体制強化に重点が置

^{‡2} P5脚注2参照。

^{‡3} 但し、文書として発出されないことが多く普及面に問題があり、また家族法や契約法といった非政治的な分野までカバーするには限界もあった。

^{‡4} 結果として、国有企業の数は1976年には100社であったが、1985年には300社以上まで増加したとされる。

かれた。外資プロジェクトと国家利益にかかる業務を除いて、州政府にはほぼ全面的な自主管理権が与えられ、それぞれ管轄区域内の社会経済開発に取り組むこととされた。国庫交付金は廃止されたが、代わりに州税・郡税の徴収権限が全面的に州知事に委譲され、州政府の配下に置かれた国有企業の経常利益も引き続き州政府の歳入として組み入れられた。州政府は独自に業務を展開し、中央の各省はそれを指導監督する権限を失った。州知事は職員の雇用や給与の決定といった人事管理の面においても全面的な自主管理権を有していた。また、ラオス中央銀行が各州に設置していた地方銀行が州政府の管理下に置かれたため、知事はその頭取を任免する権限を獲得し、地方銀行は中央銀行から完全に独立した形で、州政府や州政府管理下にある国有企業に対して独自の融資政策を実施した。

こうした地方放任政策は、期待されていたような市場経済の発展をもたらすどころか、逆に国家歳入の大幅な減少を招いた。ビエンチャン州やチャムパサック州、サワンナケート州といった裕福な州は税収のほとんどを州レベルで確保してしまい、同様に、自主管理権を与えられた国有企業も、国庫への利潤税の支払いや新たな社会開発投資を行う代わりに、職員の賃上げを実施して自己利益の確保を図った。収入源が枯渇していくなかで、中央政府は自らの経常支出に加え、財政的に窮状にある州への補助金を工面しなければならず、その財源は中央銀行の融資に大きく依存するところとなった。つまり、この時期のラオスは、地方行政にかかる法体系と強力な監視機能が整備されないままに、高度な自主管理権を備えた地方政府の集合体であったといえる。州間における行政の業務内容は不均衡を極め、国全土にわたって行政の質は低下していった。州予算は州政府の配下に置かれた国有企業の新設と維持に投入され、社会経済開発の要であった社会基盤整備にはほとんど未着手の状態であった。

こうした地方放任政策による弊害を踏まえて、1991年3月の第5回党大会は、国家機構における中央管理体制を再構築する方針を打ち出した。1991年8月15日に公布された憲法はこの方針を如実に成文化しており、中央政府には全行政分野における業務内容とその執行機関を指導監督する権限が与えられた。各地方レベルにおける人民評議会及び行政委員会は廃止され、首相は州知事及び特別市市長を指導監督する権限を獲得し、知事、特別市市長、郡長には、憲法及び法律を遵守するとともに上位機関によって下された命令を確実に実行する責務が課されることとなつた。

(4)1991年憲法による地方行政単位の定義

1991年憲法は、各地方行政単位の長として、州に知事、特別市に市長、郡に郡長、村に村長を置き、また、それを補佐する職として、副知事、副市長、副郡長、副村長を置くと規定している。その任免権限については、知事及び市長の任免は首相の提案に基いて大統領が行い、郡長の任命は知事及び市長の提案に基づいて首相が行うこととされている。

憲法で新たに定められた知事、市長、郡長の任務及び権限は以下のとおりである。

- ①憲法及び法律を確実に実施すること、上位機関によって下された決定や命令を確実に履行

すること

②その権限の範囲に属する全ての行政レベル及びその業務を指導監督すること

③同等、あるいは下位の行政レベルにおける決定が法律又は規則に反すると認めるとときは、その執行停止・取消しを行うこと

④法律の定めるところにより、その権限の範囲において、国民が行う提案や陳情、不服申し立てを審査し、解決を行うこと

また、村長についても、国の法律及び決定、命令を確実に履行するとともに、村における平和と治安を維持し、村のあらゆる分野における基盤の強化を図ることとされている。

なお、権力分散による政治的混乱を避けるため、各地方行政単位の長は中央の国家組織の長同様に各地方レベルの党委員会の書記長を兼ねている。特に州知事についてはほぼ全員が、政治機構の中核をなすとされるラオス人民革命党中央委員会委員に名を連ねており、党の幹部として首相と単独で交渉をもつ権限を有している。

3 地方行政組織

中央政府による地方行政は州レベルと郡レベルの二層までであり、国家公務員の地位が与えられるのも郡レベルの職員までとされている。村レベルについては特別法が適用されているため、別途次項で述べることとする。

さて、前項において地方行政単位の長はそれぞれ州知事、市長、郡長であると述べたが、実際ラオスの中央政府による地方行政は二種類の命令系統により運営されている^{**5}。一つは首相の指導監督下に置かれている州知事、市長、郡長事務所と党组织、大衆組織から構成される地方政治事務所 (Political Office) であり^{**6}、もう一つは中央の省及び省と同格の組織の指導監督下に置かれているそれぞれの地方出先事務所 (Technical Office) である。教育や医療の実施、道路や灌漑施設の整備といった実際の事業にかかる業務を担当するのは省及び省と同格の組織の地方出先機関であり、こうした事業の計画・実施に際し、党の方針や地域のニーズを反映させる調整の役割を担うのが地方政治事務所である。また地方政治事務所は、党や中央政府によって発布された法律や命令の地域への普及、必要な場合の住民動員といった業務も行っている。

(1) 地方政治事務所

各州、市、郡の地方政治事務所は、州知事、市長、郡長事務所をはじめ、党组织人事委員会、党查問委員会、党情宣研修委員会といった一連の地方党组织と、ラオス国家建設戦線、ラ

^{**5} P13の国家機構図参照。

^{**6} 本稿では州知事、市長、郡長事務所を一連の地方政治事務所の中に位置づけた。というのも、州知事、市長、郡長事務所は行政組織としての性格を有しているが、事務所としての規模は小さく、党组织を統轄している知事、市長、郡長の直轄下に置かれているからである。

なお、党组织、大衆組織については、行政組織としての性格を全く有していないといえる。

オス女性同盟、ラオス革命青年同盟、ラオス労働組合連合といった大衆組織の地方事務所の8事務所からなる。

各地方政治事務所は以下の業務を担っている。

- ①住民及び下位機関から提出される要望・意見への対応
- ②下位機関から提出される事業計画・予算要求・決算報告の調整と上位機関への提出
- ③各地方レベル及びその下位機関における組織・人事管理と上位機関への提出
- ④上位機関によって下された命令や政策の住民及び下位機関への周知とその実施管理
- ⑤各地方レベルにおける省及び省と同格の組織の出先事務所との、その人事、財務、事業に関する調整
- ⑥国家事業や各地方レベル開発事業への住民の動員

(2)省及び省と同格の組織の地方出先機関

中央の省及び省と同格の組織により州と郡に地方出先事務所が設置され、さらにその下に学校やヘルス・センターが運営されている。

各地方出先事務所は省組織の一部として本省の監督下に置かれ、その人事管理や業務実施には上位機関の承認が必要であるとされているが、その前に各地方行政単位の長に協議を行い、その承認を得ることともされている。そのため、各地方政治事務所はこの段階で、省地方出先事務所の事業計画、予算策定、事業実施と、党組織や大衆組織を通じ把握している地方の開発必要性及び中央の政治方針との調整を行うこととなる。双方の合意に至らない案件については、それぞれの立場の意見を付して首相府へ送付され、その判断を仰ぐこととされている^{※7}。

4 地方財政

新憲法公布の数日後に発布された首相令第68号（1991年8月28日）により、財政・予算・公庫の中央集中管理原則が次のとおり規定され、地方財政も中央管理によるものとされた。

- ①国家財政の管理及び予算・経理にかかる政策や規則の発布は、中央政府及び大蔵省のみに付された権限であること
- ②予算支出計画は法律によって承認されなければならず、中央及び地方の機関はいかなる収入をも国家予算への計上なしに費用の相殺にあててはならないこと
- ③収入の徴収及び支出を計画し、それを確保する権限は大蔵省に付されていること

これを受けて、1992年に初めて中央と地方全17州^{※8} の歳入・歳出を盛り込んだ国家予算が国民議会を通過した。1993年に国庫が創設され、1994年7月に国家予算法が制定されている。

こうした国家財政の中央集中管理体制の実施により、税の徴収が州に任せていた時期に比べ国庫歳入は大幅に増加した。中央政府はそれを国民議会で議決された国家予算に基づいて各

^{※7} 「Resolution 21 of the Politburo」（1993年5月8日）による。

^{※8} サイソンブーン特別区は1994年に設立されており、1992年当時は全17州であった。サイソンブーン特別区は、当初ピエンチャン州の管轄であったが、現在は党と国防省の管轄となっている。

地方へと分配し、国家戦略優先課題にかかる事業実施の確保や、州間の行政業務の平準化を図っている。

5 村組織

1993年7月5日に発布された首相令第102号により、ラオスでは伝統的に基礎行政単位であった村組織についての明確な定義がなされた。村の成立要件は世帯数20以上又は人口100人以上とされ、村の境界は知事の承認をもって郡長が決定することとされている。

村組織は、村長及び副村長、経済、治安、社会文化の各種委員会と、村党委員会、大衆組織村支所で構成されている。村内の住民は10~15世帯ごとに区分けされ、各区毎に村長によって任命された区長がおかれており、主に区内の治安維持を担当している。

村長は住民の直接選挙の結果に基づいて知事又は市長により任命され、任期は2年である。候補者の資格審査など、村長選挙に対しては郡が責任を負っている。

村長立候補資格は「21歳以上60歳以下のラオス国民であること、犯罪歴がないこと、その村に2年以上居住していること、国家公務員でないこと、健康であること」とされ、その他にも「党や国家に対して忠実であること、住民の模範となりその信頼と友情を得られること、統率力を備え住民動員等の技術に長けていていること、ラオ語の読み書きができること」が判断基準として定められている。

村長の主な権限及び任務は、

- ①村会議の招集とその議長への就任
 - ②村内の治安の維持、争い事の仲裁
 - ③政府政策の村内普及と住民教育
 - ④郡長への業務定期報告
 - ⑤国家事業や村開発事業への住民動員
 - ⑥村開発計画の策定と上位機関への提出
 - ⑦村内の社会経済活動の監視
 - ⑧家族台帳の保管と関連証明書（出生、婚姻、死亡）の発行
 - ⑨村内の公共利益に資する村規則の発布
 - ⑩住民の要望等の上位機関への伝達
- とされている。

また、国家公務員の地位が与えられるのは郡レベルの職員までであるが、国家公務員でない村長にも中央政府から年間手当が支給されている。

村会議は少なくとも月一回の頻度で召集され、村長以下、副村長、各種委員会委員、党代表、大衆組織代表、各区長が一同に集い、村内の公共の問題を審議するとともに、村長への提言・助言を行っている。また、政策普及等を目的に全世帯の長を召集する村民会議が3ヶ月に一回開かれている。必要に応じて、村長は村会議、村民会議を臨時召集する権限を有している。

村長の補佐機関として置かれている副村長と経済、治安、社会文化の各種委員会委員は、村委会議の承認を得て村長が指名することとされている。

6 地方行政基盤の再整備

1991年憲法の制定を機に、ラオスでは中央管理体制に基づく地方行政制度の整備が進められてきた。新制度の実施を推進しつつ同時にその成果の査定が行われ、現状に即さず、正しく機能しない制度については、さらに見直しが進められている。

1991年憲法で定められている地方行政の中央管理原則は一定の成果をあげたものの、一方では地方の多様な開発必要性に対応できない中央管理行政の限界も露呈しており、人口の希薄な地方部には、より小規模な地方行政単位を設置し、地方の要求の把握とその連絡調整に努めるとともに、市場経済路線が軌道にのり経済力を増している都市部には、より権限委譲された大規模な地方行政単位を構築しようとする動きも見られる。

中央集権制に支えられながら機能的な国家行政基盤が確立されつつあるラオスでも、ようやく他国にみられるような地方への権限委譲の動きが生まれてきたといえるだろう。それらが目指すのは、1980年代の中央統制力が皆無であった地方政府の単なる集合社会ではない。こうした地方行政基盤の再整備が進むにつれ、憲法の地方行政にかかる規定の見直しの必要性が高まっている。

(1) 地方行政に関する法制面整備の動き

中央政府及び最も基礎的な行政単位である村に関しては、憲法の規定を補完する法律が整備されてきたものの、州や特別市、郡に関して特別な規定は整備されていなかったため、その組織、権能については、地方行政の大枠を定める憲法第62条から64条までの規定と中央政府の例に頼るほかなかった。

そのため、知事や市長、郡長の任期や権能、中央政府と地方機関の関係及びそれぞれの役割の定義、各地方行政単位の見直しとその成立要件の定義を盛り込んだ「地方行政に関する法律」の策定が現在進められている。

(2) 準郡制の復活

1991年憲法による準郡の廃止は、都市部では行政層数の整理による業務の簡素化につながったが、通信・交通環境に問題を抱える地方部では、全ての村を管轄しなければならなくなつた郡に大きな負担がかかることとなった。特に地方部の村は、都市部に比べ小規模で散在する傾向にあるだけでなく、そのほとんどが財源・人材の乏しさゆえに自ら開発計画を策定し実施するまでに至っていないため、依然として上位機関による指導と援助を必要としていたからである。かつては、各準郡が10～15の村を所管し、草の根の調整は準郡長によって行われており、郡はこうした十数の準郡を通じて村の管理を行っていた。

こうした状況を打開するため、必要な地域への準郡制の再導入と郡の分割が検討されている。

(3)都市開発行政局の創設

1997年12月22日、都市開発行政局の設立に関する首相令第177号が発布され、ビエンチャン特別市に続く規模を有するルアンプラバン、サワンナケート、タケク、パクセの各4郡に、初の都市開発行政局が設置された。

首相令第177号によると、都市開発行政局は経済力を有する州都（郡）に設置される法人組織であり、局長には郡長が就任し、その局長の提案に基づき、州知事が副局長を任命する。その下には、管理企画財務事務所、事業実施事務所、都市行政管理事務所、技術設計事務所の計4事務所が置かれ、各事務所の長、副長、職員は、州党委員会や関係省の承認に基づき局長が任命することとされている。

都市開発行政局は州知事の指導のもとで、都市開発計画の策定から、道路建設や排水施設の整備、廃棄物の処理、河川改修、公園整備といった都市基盤の整備と、都市開発行政区域内の土地利用や開発にかかる管理・規制を担当する。局は財務自主管理権を与えられており、国内外からの補助金や寄付、政府からの交付金のほか、都市施設使用料や大蔵省に承認を受けたサービス料・税を徴収し財源に組み入れる権限を有している。

今後、局の業務は都市開発だけでなく都市行政全体に拡大され、名称も都市行政局となる予定である。また、ビエンチャン特別市開発行政局の設立を定める法律も現在策定段階に入っている。



ビエンチャン州知事事務所

第五章 公務員制度

1 概要

ラオスの公務員^{注1} はすべて国家公務員であり、①首相令第171号（1993年12月11日）（以下「令171号」という。）で規定されている公務員「Civil Servants」、②独自に管理規定を有している軍関係及び警察関係の公務員、並びに③国有企業に勤務する公務員に分類される。また、ラオスでは党组织及び党大衆組織に所属する者も①の公務員と見なされており、令171号の適用対象となっている。この章では、令171号に規定されている公務員「Civil Servants」（公務員と見なされる党组织及び党大衆組織に所属する者を含む。）を対象とするものとし、本文においても特別の記載がない限り、公務員とはこの「Civil Servants」を指すものとする。

1995年に実施された公務員センサスによれば、ラオスにおける公務員の総数は7万人余である。その内訳は、各中央政府の本省機関に勤務する者が11%、その地方出先事務所に勤務する者が82%、そして、党中央組織や大衆組織、知事や郡長の事務所に勤務する者が約7%であり、地方行政に携わる者が全体の80%を占める。また、全体の50%が、人口の多いビエンチャン州、ビエンチャン特別市、サワンナケート州、チャムパサック州に配置されている。

公務員の省別内訳を見ると、教員を含め教育省に所属する者が全体の60%、保健省に所属する者が13%、農林省に所属する者が6%、州知事及び郡長事務所に所属する者が6%、大蔵省に所属する者が3%となっており、ラオス行政における教育及び保健業務の割合の高さが窺える。

また、年齢構成は全体の50%が30歳以下と若く、男女の比率は男性が64%、女性が36%である。（このセンサスの数値には、日々雇用者、契約職員は含まれていない。）

なお、国家全体の公務員制度に関する業務は、現在、党中央組織人事委員会（Central Committee of Organisation and Personnel : CCOP）が担当している。

2 公務員制度

令171号は、ラオスにおける公務員管理の最も包括的な規定とされ、採用、管理、格付、昇進、規律、公務員の権利義務、懲戒、定年等が定められている。令171号が適用される公務員は「省をはじめとする中央・地方の各公的組織及び在外公館において、常任勤務として採用または任命され、月給及び諸手当を国家予算から支給されている者」であり、「各固有の管理規定を有する軍隊、警察、国有企業の職員や、日々雇用者、契約職員」については適用外とされている。

公務員人事についても中央集中管理が原則であり、各大臣及び各州知事は、配下に置かれた公務員の人事管理に責任を負っている。また、省以下各公的組織はこの令171号を受けて個々の組織規則を制定しなければならないが、その公布にはCCOPの審議・承認を受けなければならない。

^{注1} ラオスの公務員は中央から郡レベルの職員までを指し、村長及び村組織に所属する者は国家公務員の扱いを受けていない。

ないとされている。

なお、公務員定数の管理は、省から州、村の組織に至るまで、首相の権限である。

(1)採用

公務員の採用手続は、各省や州、郡ごとに、職員を採用しようとする省や事務所によって実施される。ただし、実際の採用については上位機関の審議・承認を得なければならない。

採用後の勤務・昇進・異動は、基本的には同じ政府機関内で行われるため、各省間や州・郡間における職員の異動はほとんどない。

公務員採用は、毎会計年度の第2四半期及び第4四半期に限って認められている。

【公務員の採用資格】

公務員として採用されようとする者は、以下の条件を備えていなければならぬとされる。

- ①18歳以上のラオス人民民主共和国の国民であること
- ②人民民主国家に忠実であること
- ③良き国民であり、裁判所によって自由の拘束を宣告されたり、犯罪によって国家組織や国有企業から免職処分を受けていないこと
- ④医療協議会から証明を受けた健康体の持ち主であること
- ⑤道徳的に優れていること
- ⑥その他採用機関の組織規則によって定められた事項を満たしていること

【格付委員会】

公務員の採用手続においては、採用後の給料や役職、昇進に大きくかかわる格付手続が重要なとなる。新規採用者の格付は、採用機関が設置する格付委員会の提案に基づき、CCOPによって承認されなければならないとされる。

格付委員会の構成は以下のとおりとなっている。

(各省及び省と同格の組織レベル)

- ①省の大臣又はその職務代理者（委員長）
- ②組織人事担当部の代表（副委員長）
- ③採用しようとする局又は課の長（委員）
- ④採用しようとする課や班からの熟練公務員（委員）

(各地方レベル)

- ①州知事又はその職務代理者（委員長）
- ②人事組織担当部の長又はその代理者（副委員長）
- ③採用しようとする課又は班の長（委員）
- ④採用しようとする課や班からの熟練公務員（委員）

【格付】

公務員の格付の判断基準には2種類あり、受けた教育のレベルにより決定されるものと、現在

又は過去の役職により決定されるものである。後者については、現在の公務員の高年層が、高等教育を受けるべき年齢時に革命に参加し新体制を押し進める役割を担っていたため、若年層に対し低学歴傾向にある不均衡を是正するために設けられたものである。首相令第172号（1993年11月11日）が格付の分類を定めており、その概要は表9のとおりである。格付は全6級、各級ごとに15の区分（但し第6級については4区分）がある。

また令171号には、革命参加実績により公務員を下記の4つのカテゴリーに分類する規定もあり、格付を含め手当の支給基準に組み込まれている。

- ① 1954年以前の革命に関わった者
- ② 1954～1975年12月2日の間に革命に関わった者
- ③ 1975年12月2日以降に公務に就いた者
- ④ 旧体制下から引き続き現在の公務にも就いている者

＜表9 公務員格付表＞

級	号	判断基準・職名	1995年センサスの結果
1	1～15	初等一般教育を修了した者	5,691人 (8.07%)
2	1～15	中等一般教育を修了した者 初級専門教育を修了した者	28,666人 (40.64%)
3	1～15	中級専門教育を修了した者 高等教育機関において3年以下の就学期間を経た者 教員研修を修了した者 過去又は現在の職：州レベル事務所の副所長、省の課長等 (但し1975年以前から革命に参加しており、学業修了証のない者に限る)	25,416人 (36.03%)
4	1～15	高等教育機関において3年以上就学した者 大学を修了した者 過去又は現在の職：州党委員会の党員、郡党委員会の書記長 (郡長)、省の局長・部長、州レベル事務所の所長、省の副部局長等 (但し1975年以前から革命に参加しており、学業修了証のない者に限る)	10,585人 (15.01%)
5	1～15	6級の職務に再任されなかった者（党组织を含む） 4級から進級した者	66人 (0.09%)
6	1～4	大統領、首相、国民議会議長 副大統領、副首相、大臣、国民議会副議長、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、知事、副首相、副大臣、副知事、党議長等 党中央委員会委員、党大衆組織議長、州党委員会書記長等	110人 (0.16%)

【仮採用】

公務員に採用されようとする者は全て、採用時の格付によって3カ月から18カ月の仮採用期間を経なければならない。格付が上位の級であればあるほど、仮採用期間は長くなる。仮採用者には、本採用者の基本給の95%が支給されている。

(3)給与・手当

基本の給料表は格付により6段階に分かれており、1997年現在のものは表10のとおりとなっている。各級の賃金上昇額は1級で400キップ、2級で500キップ、3級で1,200キップ、4級で1,400キップ、5級で1,900キップである。

これに各種手当が加算されている。現在実施されている手当には以下のものがある。

【職務給】

①役職手当

首相令第173号（1993年11月11日）により、役職手当制度が設立された。大統領以下小学校長までの役職が10段階に分類されている（表11参照）。給料表の格付6級に属する者は最初の4段階に分類されており、手当支給の対象にはなっていない。5段階に分類される省の局長・部長クラスから月額8,000キップ、6段階が7,000キップと続き、10段階に分類される郡の小学校校長、中学校の教頭、病院の副院長クラスでは、月額2,000キップが支給されている。

②教職員・医療職手当

首相令第176号（1993年11月25日）（以下「令176号」という。）により、教職員及び医師に対しては、基本給の10%が加算して支給されている。他の業種に対する特別手当は今のところ整備されていない。

③特殊勤務手当

令176号により、特殊勤務に対し月額5,200キップ（短期的な任務については、日額200キップ）の手当の支給が定められている。

④講師手当

令176号により、大学、研究所及びその他の施設に置いて、講義を担当する公務員に対し、時間数による手当の支給を定められている。大学以上のレベルを対象とする場合には1時間あたり2,000キップ、中等専門教育レベルでは1,500キップ、一般教育及び初等専門教育レベルでは1,000キップとなっている。

⑤在外勤務手当

在外公館勤務や外国への派遣を命じられた公務員に対しては、当地の生活費に見合うだけの海外給が支給され、住宅も政府の借り上げとなる。

表10 紹料表

号	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		(CLA込み)										
1	26,000	34,300	28,500	36,800	30,700	39,000	36,600	44,900	40,300	48,600	71900	80,200
2	26,400	34,700	29,000	37,300	31,900	40,200	38,000	46,300	42,200	50,500	81900	90,400
3	26,800	35,100	29,500	37,800	33,100	41,400	39,400	47,700	44,100	52,400	95000	103,300
4	27,200	35,500	30,000	38,300	34,300	42,600	40,800	49,100	46,000	54,300	104000	112,300
5	27,600	35,900	30,500	38,800	35,500	43,800	42,200	50,500	47,900	56,200		
6	28,000	36,300	31,000	39,300	36,700	45,000	43,600	51,900	49,800	58,100		
7	28,400	36,700	31,500	39,800	37,900	46,200	45,000	53,300	51,700	60,000		
8	28,800	37,100	32,000	40,300	39,100	47,400	46,400	54,700	53,600	61,900		
9	29,200	37,500	32,500	40,800	40,300	48,600	47,800	56,100	55,500	63,800		
10	29,600	37,900	33,000	41,300	41,500	49,800	49,200	57,500	57,400	65,700		
11	30,000	38,300	33,500	41,800	42,700	51,000	50,600	58,900	59,300	67,600		
12	30,400	38,700	34,000	42,300	43,900	52,200	52,000	60,300	61,200	69,500		
13	30,800	39,100	34,500	42,800	45,100	53,400	53,400	61,700	63,100	71,400		
14	31,200	39,500	35,000	43,300	46,300	54,600	54,800	63,100	65,000	73,300		
15	31,600	39,900	35,500	43,800	47,500	55,800	56,200	64,500	66,900	75,200		

CLA : The "Cost of Living" Allowance (生活費調整手当)

<表11 役職手当>

段階	役職	手当
1	大統領、首相、国民議会議長	
2	副大統領、副首相、国民議会副議長	
3	(首相、副首相を除く) 政府閣僚、国民議会各委員会の委員長、大統領府の長、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、州知事	
4	副大臣、省と同格の組織の副長、国民議会各委員会の副委員長、大統領府の副長、最高人民裁判所副長官、最高人民検察院副長官、州副知事	
5	省及び省と同格の組織の部局長、中央病院院長、大学長、省及び省と同格の組織傘下の研究所長、州人民裁判所長官、州人民検察院院長、最高人民裁判所判事、郡長	8,000キップ／月
6	省及び省と同格の組織の副部局長、中央病院副院长、大学副長、省及び省と同格の組織傘下の研究所副長、州人民裁判所副長官、州人民検察院院長補佐、州レベル行政事務所の長、郡長	7,000キップ／月
7	省及び省と同格の組織、中央病院、大学、省及び省と同格の組織傘下の研究所課長、専門学院院長、州病院院長、州人民裁判所判事、州レベル行政事務所の副長	5,000キップ／月
8	省及び省と同格の組織、中央病院、大学、省及び省と同格の組織傘下の公的機関の課長補佐、専門学院副長、州立病院副長、郡レベル行政事務所の長、郡人民裁判所の長、郡人民検察院の長、中等技術学校長、高等学校長、州レベル行政事務所の課長	4,000キップ／月
9	郡レベル行政事務所の副長、郡人民裁判所の副長、郡人民検察院副長、郡人民裁判所判事、中学校長、郡病院長	3,000キップ／月
10	中学校の副長、郡病院の副長、小学校長、幼稚園長、郡レベル行政事務所の課長	2,000キップ／月

⑥議員職手当

令176号により、国民議会議員に就任した公務員は、その月額給料が50,000キップ以下であった場合、当該給料に代えて月額50,000キップの議員職手当が支給されることになっている。逆に月額給料が50,000キップ以上であった場合は、その公務員は議員職手当ではなく、現行の給料が支給されることとなる。

【生活給】

①生活費調整手当

現行の給料表は1994年以来見直しが行われていないため、インフレに対応できなくなっている。そのため、1996年より大統領以下全ての公務員に対して5,000キップの調整手当の支給が実施された。さらに1997年には3,300キップ上乗せされ、総額8,300キップの手当が全公務員に支給されている。

②教育手当

18歳以下の子を有する公務員に対し支給されるもので、1996年及び1997年にそれぞれ1,000キップ引き上げられ、現行では月額4,500キップが支給される。（但し第2子までに限られる。）

この手当は、公務員社会保障基金（後述）から年金の支払いを受けられない公務退職者に対しても、引き続き支給されている。

但し、公務員の配偶者が月額30,000キップ以上の収入を得ている場合には、この手当は半額に減額される。

③配偶者手当

配偶者が無職である公務員に対して、月額5,000キップが支給される。

【その他】

①国内出張手当

国内において出張を命じられた公務員に対し、日当と宿泊手当が支給される。日当日額は6,000キップであるが、宿泊手当は、大臣クラスで25,000キップ、局長・部長クラスで15,000キップ、その他のクラスでは12,000キップとなっている。

②時間外手当

令171号により、運転手、税関職員、税務職員、技術員、医療従事者等の職種に限って時間外勤務手当が支給されている。18時から22時の間の勤務については1時間につき基本給の150%、22時から翌朝6時の間の勤務については基本給の200%となっている。

現在のところ、事務職員は対象になっていない。

(4)昇給・昇格

ラオス公務員の昇給・昇格の機会は勤続年数によるものがほとんどであるが、勤務成績優秀等の理由で実施されることもある。

格付における昇給は、通常に勤務を続け何ら懲戒処分を受けなかった場合、2年に1号ずつ昇給するものと、勤務成績の評定に基づき昇給するものがある。

また昇格についても一定の勤務年数に基づき昇格するものと、試験合格に基づき昇格するものがあり、それぞれ次の条件を満たさなければならないとされている。

(勤務年数に基づく昇格)

- ①現在の級の15号を最低3年以上経てること
- ②勤務成績が良好であり、所属機関の昇格提案が適切なものであること
- ③所属機関の格付委員会の承認を得てのこと

(昇格試験受験資格)

- ①現在の級の少なくとも第8号以上であること
- ②勤務態度が熱心であり、昇格試験受験への強い意思を表明していること
- ③業務のために昇格が必要であること

昇給・昇格とともに対象とされる職員のリストは、昇進委員会（各地方レベルの格付委員会メンバーに、そのレベルの大衆組織の代表及び財務部門の代表が加わった委員会）により審議・承認され、上位機関へと提出される。

(5)異動

公務員の異動は次の3つの場合に認められている。

- ①業務の必要性による異動で、採用を決定している組織により承認を受けていること
- ②公務員の要求による異動で、上位機関により承認を受けていること
- ③懲戒処分による異動

(6)解職

公務員の解職は次の5つの場合に認められている。

- ①公務員総数の削減による解雇
- ②公務員の定年による退職
- ③退職金・年金の受給資格を満たしていない公務員に対して、採用している組織が一度限りの退職手当の支給を承認した場合の退職
- ④組織の解散及び職員数の削減による解雇
- ⑤懲戒処分による免職

組織の解散及び職員数の削減による解雇の場合、政府は該当職員に対し新しい勤務先を提供しなければならないが、不可能な場合は一度に限り手当が支給されることとなっている。

(7)定年

一般的に、退職年齢は男性で60歳、女性で55歳となっている。この年齢に達している場合でも、必要に応じて政府は特例を設けることもできる。

(8)懲戒

全ての公務員は等しく法律及び公務員に関する規則を遵守しなければならず、その品行については、公務の内外双方において責任を負わなければならないとされている。公務員が法律及び公務員に関する規則を犯したときは、懲戒処分が課せられるとともに、場合によっては民法上及び刑法上の罪に問われることがある。

公務員に対する懲戒処分には以下のようなものがある。

- ①警告
- ②人事調書への特記
- ③号昇進の一年又は二年の停止
- ④異動
- ⑤降格
- ⑥手当が支給されない免職

懲戒処分を審議・承認する懲戒委員会は、下記のとおり省と州のレベルに設置されている。

(省及び省と同格の組織レベル)

- ①大臣又はその職務代理者（委員長）
- ②組織人事担当部の代表（副委員長）
- ③党組織人事委員会の代表
- ④懲戒処分対象者の所属局又は課の長
- ⑤党大衆組織の代表

(州レベル)

- ①州知事、市長又はその職務代理者（委員長）
- ②事務所組織人事担当部の代表（副委員長）
- ③州レベル党組織人事委員会の代表
- ④懲戒処分対象者の所属局又は課の長
- ⑤州レベル党大衆組織の代表

(9)公務員の義務

全ての公務員は、与えられた任務を責任感を持って履行し、法律及び公務員に関する規則、上位機関の下した命令には、厳密に従わなければならない。常に国家利益に忠実であり、国家秘密を守り、公務の信頼を確保する義務が課せられている。

また、公務員は特に任務として命じられる場合を除き、兼業は禁止されている。

(10)公務員の権利

公務員社会保障制度（後述）により、全ての公務員は自らの労働による対価を、給料や住宅、手当、賞与等によって受け取る権利を有する。休暇については、年間15日の有給休暇のほかに、病気休暇、産前産後休暇等の特別休暇があり、必要に応じ最長5年の無給休暇が認められる場合もある。

全ての公務員は、不当な告訴や中傷、脅迫や名誉毀損を受けることから保護されている。また、責任感を持って任務を遂行している間に、事故により第三者に損害を与えた公務員も国による保護が与えられる。

(11)公務員社会保障制度

首相令第178号（1993年11月30日）により公務員のための社会保障制度が設立され、翌年には公務員社会保障基金が設立された。事業は、疾病、出産、労働災害、退職金、年金、死亡時の保障等、幅広い範囲にわたり実施されている。

公務員の給料から基本月額の6%が大蔵省において差し引かれ、この基金へ積み立てられているが、現在は総支出額の3分の1を満たしているにすぎないため、基金の大きな財源は今のところ国家予算からの補助金となっている。

①医療費保障

公務員及び年金生活者とその配偶者及び18歳以下の子が対象となる。薬剤、健康診断、検査等にかかる費用については基金が半額負担を行うが、労働災害の場合は、基金が全額負担する。国立病院の部屋代、食事代、その他の医療サービスは、保健省が全額負担することになっている。

但し、首相令第52号（1995年6月20日）及び保健省訓令第2635号（1995年12月12日）により新制度が整備されつつあり、公務員及び年金生活者とその配偶者及び子、僧侶、学生、その他社会的援助を必要とする人々の医療費は、新制度発効後は全額免除になる予定である。

②定年補償

公務員が退職金及び年金を受け取るための受給資格は以下のとおりである。

男性は60歳、女性は55歳であること
最低25年以上公務に就いていること
社会保障基金に積立を行ってきたこと

但し、1975年以前の革命に参加した者や5年以上特殊勤務に就いていた者の受給資格は、「男性55歳、女性50歳であること、最低20年以上公務についていること」とされる。

【退職手当】

受給資格を有する公務員が退職する場合、退職時の給与月額の15%に勤務年数を乗じた額が支給される。

【年金】

受給資格を有する公務員が受け取ることの出来る年金額は、革命への参加実績により、下記のとおり分類されている。

＜表12 年金支給基準＞

1954年以前に革命に関わった公務員	20年間の勤務年数が年金受給資格となる。 退職時の給与月額の100%が毎月支給される。
旧体制下から引き続き勤務している公務員	25年間の勤務年数が年金受給資格となる。 退職時の給与月額の90%が毎月支給される。 但し、旧体制時の勤務年数は等しく3年と定められている。
1954年以降に革命に関わった公務員	20年間の勤務年数が年金受給資格となる。 退職時の給与月額の90%が毎月支給される。
5年以上特殊勤務に就いた公務員	20年間の勤務年数が年金受給資格となる。 退職時の給与月額の90%が毎月支給される。
その他の公務員	20年間の勤務年数が年金受給資格となる。 退職時の給与月額の $(5 + \text{勤務年数})\%$ が毎月支給される。

【一時金】

受給資格を有しない公務員の退職に際しては、退職時の給与月額一ヶ月分に退職時の給与月額の $(75 + \text{勤務年数})\%$ と、子女教育手当一年分を加算した金額が支給される。

③その他の保障

身体障害者保障、労働災害補償、死亡保障、慶弔金の支給等がある。

第六章 行政改革

ラオスにおいても、1986年以来「行政改革」が進められている。ただ、日本におけるそれと異なり、ラオスの行政改革は、市場経済に適合する行政機構を構築すること、中央と地方の行政機関における良好な関係を築きあげること、それらを効果的、効率的に運営していく有能な公務員を育成すること、が目標とされている。前述したように、NEM政策の導入とそれに伴う社会経済改革を推進していくためには、強力な行政機構の再構築と優秀な人材を育成する必要があったからである。

その最も大きなステップであった1991年憲法が制定され、行政機構の刷新がうたわれると、まず、公務員の資質向上・能力開発を推進する機関として、国立行政管理学院（National School of Administration and Management : NSAM）が設立された。また1992年には、行政改革及びそれに関する全ての業務の調整を行う機関として、首相府に行政公務員局（Department of Public Administration and Civil Service : DACS）が設置された。

(1) 首相府行政局及び国立行政管理学院

ラオスの行政改革の中核的役割を担っている首相府行政局と国立行政管理学院について、その組織及び業務の概略をここで紹介することとする。

① 首相府行政局

首相府は、政府機構の中核的役割を担う組織として活動し、政府のあらゆる業務に関する調整を行うほか、統一的な国家運営を行うため、政府の事業や業務に関する研究をし、助言を行う。

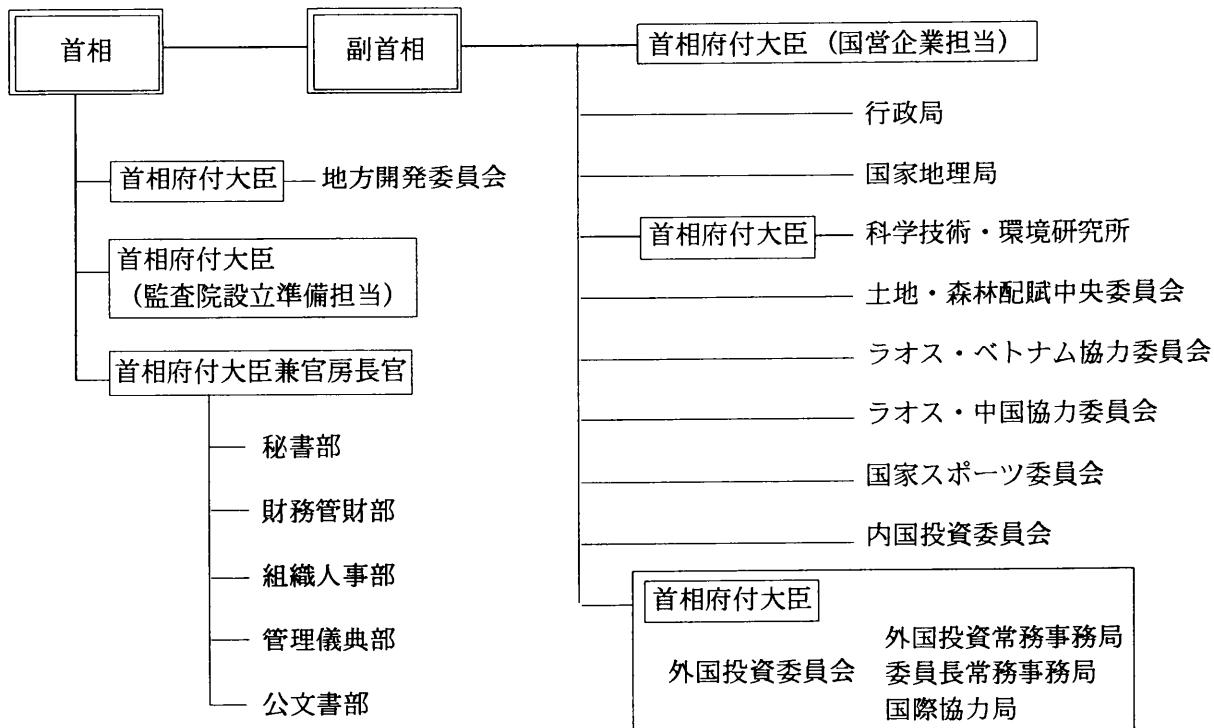
首相府の組織は、首相府官房、部、部と同格の組織及び首相直轄の局からなる（図6参照）。現在、サイソンポン・ポムウィハーン官房大臣の下に5つの内部部局が設置されており、さらに5人の首相府付大臣と、9つの付属機関が設置されている。中でも、首相直轄下に置かれている行政局は、中央・地方に係る行政制度全体を所管する機関²¹となっている。

この行政局は、当初「行政公務員局」として首相府に設置され、行政制度と公務員制度の両方を管轄していた。しかし、1997年に公務員に関する業務がラオス人民革命党中央組織人事委員会へ移管されたため、現在は行政局（Department of Public Administration : DPA）と改称され、UNDPの支援を受けたGPARの事務局として、行政機構の体系的整備に取り組んでいる。

組織としては、局長の下に二人の副局長が置かれており、総務、中央行政、地方行政、行政制度開発を担当する4つの課から成っている。

²¹ ラオスにも内務省が置かれているが、地方行政ではなく国内の治安確保に関する業務を行う省であり、出入国管理及び警察業務を担っている。

<図6 首相府組織図>



②国立行政管理学院

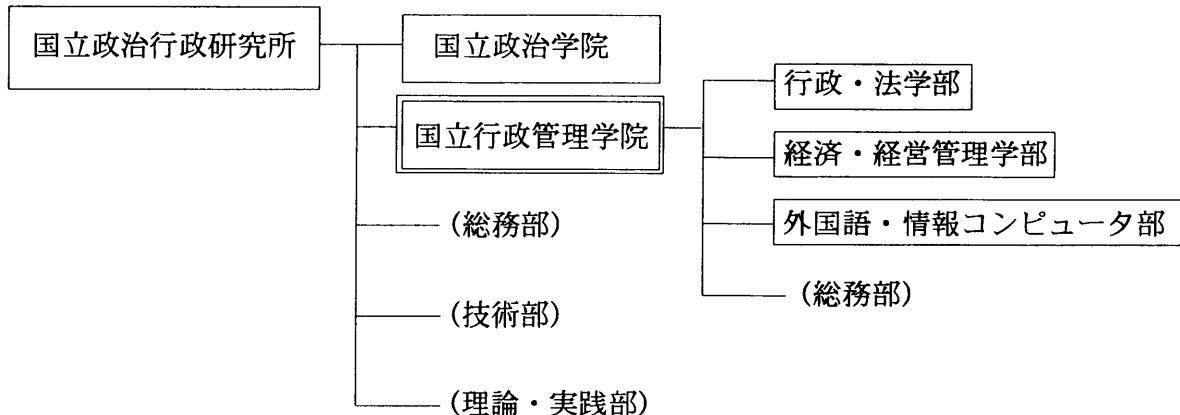
国立行政管理学院は、中央及び地方の上級公務員を対象にした研修機関として1991年に設立された。その組織には、行政・法学部、経済・経営管理学部、外国語・情報コンピュータ学部、総務部がある。

副大臣や知事、副知事、局長、部長等の上級公務員の能力向上を図るコース（3～15日間の短期コース及び10ヶ月間の中期コース）と、若手職員に対する管理職養成コース（一年間の長期コース）を基本に、これまでにも多くのコースが開設されている。研修内容は、行政法・民法、行政、経済、会計、財務、人的資源、農業開発、事業管理、銀行、マーケティング、外交、社会福祉、都市計画、語学など、多岐にわたる分野から必要に応じたテーマがとりあげられている。

研修対象者の選定は、中央及び各地方レベルの党组织人事委員会と首相府行政局が担当する。研修中の受講者はNSAMの寮に宿泊し、通常の給与が規定額通り家族に対し支払われるうえに、国からは受講者に対し研修手当が支給されることとなる。講師はラオス政府の現役公務員の他、日本やフランス、ドイツといった国々から派遣されている。

また、現在、NSAMを所管している国立政治行政研究所（National Organization for the Study of Policy and Administration : NOSPA）には、主に党員に対し研修を行い、その政策立案能力の向上を図る研修を実施する国立政治学院（National School of Policy Studies : NSPS）が設置されている。

<図7 行政管理学院組織図>



(2) 「行政改革事業（PAR）」^{*2}

行政改革の初期の達成目標としては、公務員制度改革、政府組織の見直し、中央及び地方の関係整備、人材開発の4つが設定された。

まず肥大化した公務員数の削減を図るため、1992年に公務員勧奨退職事業が実施され、25%の削減に成功した。1993年には人事管理基本法である首相令第171号、第172号、第173号と、公務員社会保障制度を設立する首相令第178号が整備され、その実施が進められた。1994年には初めての公務員センサスが実施され、公務員数及び職務内容にかかる現状が把握されるとともに、その結果を活用するコンピュータ情報システムの整備が開始された。

また、1993年には、UNDPの財務的、人的、技術的支援を受けた第一期事業「PAR（1994～1996年）」が公表され、DACSが中心となって包括的な行政改革を開始することとなった。政府組織の見直しについては、そのPAR事業の一環として、それまでほとんど把握されていなかった省の組織や業務内容に関し膨大な調査と分析が行われ、それぞれの業務や権能にかかる定義付けが試みられるとともに、PARにおいてパイロット事業に認定された省については、その組織人事部局の設立、整備が行われた^{*3}。

中央と地方の関係整備については、1991年憲法が打ち出した中央管理体制の実現に向け、中央の省がその地方出先事務所の人事管理、企画立案、予算策定にかかる権限の掌握を図るとともに、党も「決議21（Resolution 21 of the Politburo）」を発布し、中央と地方の関係と役割分担の明示を試みている。

さらに、人材開発の分野においても、NEM政策の導入にあたり新たな知識やスキルが要求され始めた公務員に対し、職種別、役職別に多種多様にわたる研修が実施された。

こうした行政改革の初期段階における一定の成果は、その後も引き続き包括的、戦略的、長期的な行政改革を実施する必要性を、党や政府に認識させることとなった。

^{*2} 「Public Administration Reform : PAR」 UNDP, LAO 92/006 and 506

^{*3} パイロット省に認定された農林省、教育省、保健省、通信運輸郵政建設省は、それぞれアジア開発銀行、世界銀行、世界保健機構、スウェーデンの援助を受け、省内組織人事部局の整備や業務分類表の作成等を実施している。

(3) 「政治行政改革事業（GPAR）」^{*4}

初期の成果を受けて、党の行政改革に対する積極的姿勢が明らかにされるとともに^{*5}、ラオス政府もUNDPの支援を受けた第二期事業「GPAR（1997年～1999年）」を開始した。第一期事業に継続して政府組織の整備と人事管理機能の強化を図りつつ、地方行政の業務拡大と財務管理機能の強化、さらに法治行政の実現に向けてその他の公共業務における法制度の整備に着手している。

こうした行政改革の全過程を監督し国家社会経済改革との正しい連動を指導する最高機関として、首相令第98号（1997年8月28日）により「政治行政改革指導委員会（Leading Committee for Governance and Public Administration Reform : LCPAR）」が設立された。

委員会はトンシーン・タマヴォーン議長（党组人事委員会議長、党政治局員）を長とし、そのメンバーは、首相府官房大臣、党组人事委員会副議長、大蔵大臣、法務大臣、国立政治行政研究所所長、首相府行政局局長等により構成される。またこの委員会の常務事務局は首相府行政局に置かれている。

この委員会の任務及び権限は、①首相への業務報告、②行政改革事業にかかる戦略設定と全体指導、③行政改革事業にかかる優先事項及び事業実施順位の決定、④事業の実施に対する監督となっており、全ての行政改革事業はこの指導委員会で審議され、承認されなければならないとされている。

さらに、1998年7月には、首相令第143号により、第6期党大会（1996年3月）の国家改革にかかる決議に基づく組織として、「政府組織改善委員会（Committee for Government Organisation Improvement : CGOI）」が新たに設けられた。

委員会はシーサワート・ケーオブンパン議長（首相）を長とし、そのメンバーは副首相、首相府の長、党中央委員会副議長、党中央査問委員会副議長により構成される。その下には、首相府官房大臣以下全8名の上級公務員からなる事務局が置かれ、事務局は閣僚や省にかかる組織機構のあり方を検証する権限が与えられている。省レベルにおいても、大臣、副大臣で構成される省レベル組織改善委員会が置かれ、本省組織及び州、郡の地方出先事務所の組織改善を直接的、包括的に行う権限が与えられている。また、州レベルにも知事、副知事で構成される州レベル組織改善委員会が設置され、中央の省が実施する出先事務所の組織改善との調整のもとに、州から村にいたるそれぞれのレベルにおいて、同一レベル相互の組織機構の改善を行う権限が与えられている。

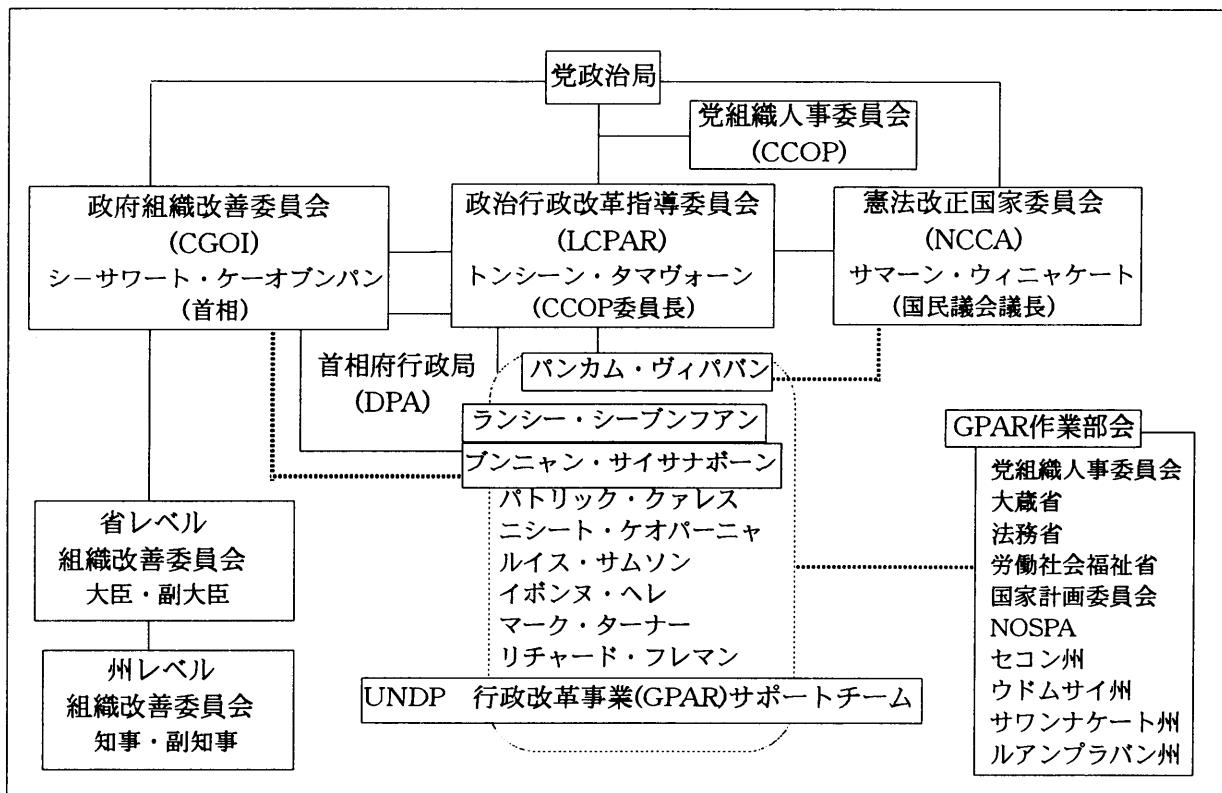
CGOIの任務はその他にも、①国家運営及び人事にかかる法律、制度、手続の研究と改善、②省や中央における政府機関の組織及び業務の研究及び改善、③政府機構の改善を図る省や政府

^{*4} 「Governance and Public Administration Reform Programme : GPAR」 UNDP, LAO 97/009

^{*5} 1996年第6期党大会で採択された国家戦略優先課題の5項目のひとつに「国家改革」が掲げられ、社会開発計画5カ年計画（1996年～2000年）にも行政改革に関する特別章が盛り込まれた。

機関の権限及び組織の委譲に関する決定、④組織、人事にかかる政府組織全体の改善を図るために、党中央組織人事委員会、国家憲法改正委員会及び省レベル組織改善委員会と協力すること、とされている。

＜図8 行政改革推進体制（99年2月現在）＞



(4)今後の動き

当初は首相府行政局のみの推進体制で動き出した行政改革も、第二期行政改革事業が進むにつれて、国家全体による推進体制へと変貌してきたようである。

有能な人材が集中する中央に行政権力を移し、基本的な行政制度の整備を進めてきたことの一応の成果は上がっているものの、国民の80%が居住するとされる地方部への行政サービスの展開は、まだまだ不十分であると言える。1986年のNEM政策の導入は、こうした地方部も含めて社会経済改革を行い国家経済を発展させることによって、全ての国民の生活の向上を図ることが目的であった。そのため今後は、引き続き中央及び地方の良好な関係の確立を目指しつつ、さらに地方部における行政業務の拡大と質の向上に力が入れられていくものと思われる。

第四章において既述したように、地方レベルの行政改革は開始されたばかりである。効率的、効果的な地方行政制度が構築されていくとともに、地方部における教育・医療行政の充実、通信・交通環境の整備、商業活動の発展が期待されるだけでなく、必要な人材及び財源を備えた地方部に、新たな自治を求める動きが生まれる可能性もある。

次第に生まれつつある地方分権化への動きを先取りするように、地方財務の監視を任務の一

つとする国家監査院の設立準備が、現在、首相府において進められている。こうした未来の可能性に向けて、中央政府では政治行政改革事業の更なる充実と地方への浸透を図るとともに、公務員の資質向上を目指す人材開発事業に一層の力を注いでいくと思われる。

参考文献

<参考文献・資料>

- 1 ラオスの歴史 上東輝夫著 同文館 1996
- 2 ラオス～インドシナ緩衝国家の肖像～ 青山利勝著 中公新書 1995
- 3 現代ラオス概説 上東輝夫著 同文館 1992
- 4 もっと知りたいラオス 綾部恒雄／石井米雄編 弘文堂 1996
- 5 東南アジアを知る事典 石井米雄／高谷好一／前田成文／土屋健治／池端雪浦 監修 平凡社 1990
- 6 ラオス概況 平成9年3月 在ラオス日本大使館
- 7 日本の地方自治 成瀬宣孝 監修／磯崎陽輔 編集代表 ぎょうせい 1997
- 8 Basic Statistic 97, National Statistic Centre Lao PDR
- 9 Basic Statistic 96, National Statistic Centre Lao PDR
- 10 "Central-Local Relations in the Lao People's Democratic Republic: Historic Overview, Current Situation and Trends", Mr Patrick Keuleers／Mr Langsy Sibounheuang, Lao PDR (Chapter from the book "Central-Local Relations in Asia-Pacific : Convergence or Divergence", Edited by Professor Dr Mark Turner, 1999, London : Macmillon)
- 11 Analisys of the Current Pay and Compensation System in the Lao Civil Service, February 1998, Department of Public Administration, Prime Minister's Office, Lao PDR
- 12 General Statistics on the Civil Service in the Lao PDR, February 1996, Department of Public Administration and Civil Service, Prime Minister's Office, Lao PDR
- 13 Evaluation of the Public Administration Reform Project, June 27, 1996, Department of Public Administration and Civil Service, Prime Minister's Office, Lao PDR
- 14 Organization of the Government of the Lao PDR, August 1996, Department of Public Administration and Civil Service, Prime Minister's Office, Lao PDR
- 15 Human Resource Development and Its Linkages to the Governance and Public Administration Reform Program of the Government, May 10, 1998, Mr Patrick Keuleers (Project Advisor, GPAR project, UNDP LAO97/009)
- 16 Activities to Date and Prospects for the Future, The Public Administration reform Project of the Government of the Lao PDR supported by the United Nations Development Programme (UNDP), September 1997

<参考法令>

- 1 "Constitutions of the Lao People's Democratic Republic" August 14, 1991
- 2 "Law on Election of Members to the National Assembly of the Lao People's Democratic Republic" August 14, 1991
- 3 "Decree on the Basic Principle for the Centralization of State Finance, Budget and

Treasury", No 68/PM August 28, 1991

- 4 "Decree on the Organization and Administration of the Villages", No 102/PM, July 5, 1993
- 5 "Decree on the Statute of the Civil Servants of the Lao PDR", No 171/PM December 11, 1993
- 6 "Decree on establishing administrative positions [for civil servants] in the Administration [not military] of the lao PDR", No 173/PM, November 11, 1993
- 7 "Decree on the Confirmation of the ranks [grades] and echelons of the Civil Servants", No 172/PM, November 11, 1993
- 8 "Law on the Government of the Lao People's Democratic Republic", No 09/95 August 3, 1995
- 9 "Decree on the Organazation of Urban Development and Administration Authority (UDAA)", No 177/PM December 22, 1997
- 10 "Organisation and Activities of the Committee for the Government Organisation Improvement", No 143/PM July 22, 1998

<関係ウェブサイト>

- 1 Embassy of the Lao People's Democratic Republic, Washington DC, U.S.A.
<http://www.laoembassy.com/>
- 2 Asia Development Bank <http://www.adb.org/>
- 3 LAOS - THE CASE OF A TRANSITIONING CIVIL SERVICE SYSTEM IN A TRANSITIONAL ECONOMY, Rudi Klauss, Academy for Educational Development February 1997 <http://www.indiana.edu/~csrc/klauss1.html>
- 4 LAOS - A Country Study, Library of Congress Washington, D.C.
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/latoc.html>
- 5 CIA World Fact Book 1998 <http://www.odci.gov/cia/publications/factbook/la.html>

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 196 号	ラオスの行政制度	2000/3/31
第 195 号	ロンドンの新しい広域自治体—グレーター・ロンドン・オーソリティー	2000/3/31
第 194 号	英国における民間活力導入施策—The Private Finance Initiative —	2000/3/13
第 193 号	ドイツ地方行政の概要	2000/3/13
第 192 号	英国の新しい市民参加手法—市民パネル、市民陪審を中心として—	2000/3/13
第 191 号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第 190 号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第 189 号	韓国的地方組織改編について	1999/11/30
第 188 号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第 187 号	オーストラリアの青少年政策—青少年の生活と直面する諸問題—	1999/10/29
第 186 号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第 185 号	1998年米国中間選挙—米国の選挙制度—	1999/7/21
第 184 号	メガシティートロントの発足—トロント首都圏の広域合併問題—	1999/3/30
第 183 号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第 182 号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第 181 号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入—メリーランド・州モンゴメリーカンティの場合	1999/2/15
第 178 号	韓国「新都市」について—住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第 176 号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第 175 号	イングランドのアーツセンター	1998/10/23
第 174 号	タウンミーティングー住民自治の原型—	1998/10/23
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国的地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第15代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい